



令和5年度

郡上市 結婚新生活支援補助金



●補助金額●



※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

●補助対象●

住居費及び引越し費用

- ・新居となる住宅の購入、建築費
- ・リフォーム費
- ・住宅の賃料、礼金、敷金、共益費、仲介手数料
(賃料・共益費は3ヶ月分が上限です)
- ・引越しにかかった費用
(引越し業者又は運送業者へ支払った費用に限ります。)

対象世帯、対象経費の要件については
裏のチェックシートをご確認ください

申請を希望される方は
事前にご相談ください



《お問い合わせ》

郡上市役所市長公室企画課

☎ 0575-67-1831 ✉ kikaku@city.gujo.lg.jp



郡上市HP

郡上市結婚新生活支援補助金（令和５年度）対象 セルフチェックシート

以下の要件に当てはまる方は、補助対象となる可能性があります

	項 目	☑													
対象世帯	令和５年３月１日から令和６年３月３１日の間に婚姻届を提出している	☐													
	婚姻日時点の年齢が夫婦ともに３９歳以下である	☐													
	申請対象となる住居が郡上市内にある	☐													
	夫婦の両方、または一方が申請対象の住居に住民登録がある	☐													
	夫婦の所得を合算した金額が５００万円未満である	☐													
	<table><tr><td rowspan="2">●所得金額</td><td>①夫</td><td>円</td></tr><tr><td>②妻</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額</td><td>③夫</td><td>円</td></tr><tr><td>④妻</td><td>円</td></tr><tr><td colspan="2">夫婦の所得額の合計（①＋②－③－④）</td><td>円</td></tr></table>		●所得金額	①夫	円	②妻	円	●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額	③夫	円	④妻	円	夫婦の所得額の合計（①＋②－③－④）		円
	●所得金額			①夫	円										
			②妻	円											
	●奨学金返済額 ※所得証明書に対応する年の年間返済額		③夫	円											
			④妻	円											
	夫婦の所得額の合計（①＋②－③－④）		円												
	(所得金額の確認方法) ○住民税を勤務先を通じて納付する方 ⇒市民税・県民税の決定・変更通知書の「総所得金額」 給与所得のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」でも確認できます。 ○上記以外の方 ⇒市民税・県民税の納税通知書の総所得と他の所得（分離譲渡所得等）の合計 ○所得額が不明な場合は、税務課で発行する所得証明書で確認いただけます。 (手数料 ３００ 円)														
夫婦ともに郡上市の市税・使用料等を滞納していない	☐														
夫婦ともに２年以上市内に居住する意思がある	☐														
郡上市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない	☐														
過去に「結婚新生活支援補助金」を受けたことがない (他市町村での結婚新生活支援事業も含む)	☐														
対象経費	住居費、引越し費用に対して他の公的補助を受けていない	☐													
	住居取得やリフォーム、賃借に関する契約名義は夫婦のいずれかである	☐													
	住宅取得やリフォームについて、婚姻前に取得・契約したものは、取得日、契約日が婚姻日から遡って１年以内である	☐													
	費用の支払いは夫婦のいずれかである	☐													